

診療報酬についてのお知らせ

(管理番号: 14-0095)
(2014年12月)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、厚生労働省保険局医療課長発通知（平成26年12月18日付、
保医発1218第2号、平成26年12月18日適用）により、下記の検査項目
の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

■ 算定の対象が追加された検査項目

| | |
|------|----------------------------|
| 項目名 | エリスロポエチン |
| 保険点数 | 213点（D009「腫瘍マーカー」の19） |
| 区分 | 生化学的検査Ⅱ（区分番号「D008」内分泌学的検査） |

| | |
|---|--|
| 新 | 「34」のエリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。 ア 赤血球増加症の鑑別診断 イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断 ウ <u>骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定</u> |
| 旧 | 「34」のエリスロポエチンは、赤血球増加症の鑑別診断及び重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。 |

下線部が追加されました。